

令和7年度保育施設入所申込の方へ



※申込期間：令和6年10月21日～令和6年11月29日

令和7年4月から保育園、認定こども園、小規模保育園への入所をご希望の方は下記の書類等をお持ちの上、役場子育て支援課まで申し込んでください。

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設入所申込書
- (2) 保育施設入所申込みに関する確認書
- (3) 就労証明書または疾病・看護等申立書（住所が同じ方全員分）

※単身赴任等で別居している父母についても証明書が必要です。

【会社にお勤めの方】「就労証明書」を勤務先で記入・証明してもらってください。

【自営業・農業の方】「就労証明書」を保護者が記入してください。

※確定申告書あるいは住民税申告書の写しを併せて提出ください。

【病気療養中・介護、看護中の方】「疾病・看護等申立書」を保護者が記入してください。

※申立書に記載のある添付書類を併せて提出ください。

【妊娠・出産の方】 母子手帳の「氏名」と「出産予定日」のコピー

申し込みについて

- 支給認定兼入所申込書を提出後、状況等に変更があった場合、事情により申込を取り下げる場合は、必ずご連絡ください。
- 就労予定証明書で申し込みをした場合は、就労開始した後、就労証明書をご提出ください。
- 育休中で申し込みをした場合は、育休復帰した後、就労証明書をご提出ください。
- 書類に虚偽の記載がある場合は入所取り消し、解除になる場合がありますので正確に記入してください。

入所決定について

- 支給認定証は12月下旬、入所(内定)の結果通知は、入所審査会後(2月中旬以降)に発送する予定です。
- 入所の優先順位は、国の入所基準により判定しますが、定員により入所できる児童数に制限(国の基準)がありますので、保育施設によっては入所ができない場合があります。
- 協議の結果、保育施設に入所できない方は、翌月から年度末まで引き続き入所協議します。最初の保留通知以降は、入所決定まで通知等の送付はありません。

入所後について

- 保育料は4月に令和6年度市町村民税額(両親等の合計)と9月に令和7年度市町村民税額(両親等の合計)で2回算定します。入所後に保育料決定の通知を送付します。
- 入所後、保護者等の就労状況等に変更があった場合は、新たに就労証明書を提出してください。
- 入所後、保護者等が辞職した場合は、辞職後2ヶ月以内に新たに就労証明書をご提出ください。就労証明書の提出がない場合は、ご家庭で保育ができるとみなし、入所を解除することになります。辞職2ヶ月後の月末付けで退所届をご提出ください。
- 入所後、両親のどちらかが育児休暇を取得する場合は、職場復帰する日が出産日より1年以内であれば継続して入所が可能です。

※大津町へ転入予定で申し込みをした場合は、3月31日までに大津町へ転入手続きを行わないと入所できませんのでご注意ください。

【施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設入所申込書の記入上の注意】

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ大津町役場子育て支援課に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申込み場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は、氏名にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者・療育手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください）及び同居している親族等の全員について記入し、「障害者・療育手帳の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、保育料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
- 4 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。
- 5 「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近い等）を記入してください。

(裏面)

- 6 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が以下のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族その他の者が該当児童を保育することができる場合、保育所入所の優先度が調整される場合があります。

留意事項：支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。